

非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業に係る 支援事業者募集要領

1 事業目的

兵庫県（以下「県」という。）では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、2030 年度再生可能エネルギー導入 100 億 kWh を目標に定め、導入拡大を進めています。

そこで、本事業は、太陽光発電導入を希望する県内の民間事業者（以下「導入希望者」という。）を募り、太陽光発電設備設置事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を行い、導入希望者と設置事業者のマッチング等を行い共同で調達することによる価格低減を促すことで、再生可能エネルギーの利用を促進する「非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業」（以下（本事業）という。）を実施することとしました。

今回、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

(1) 事業について

支援事業者が導入希望者を募り、共同調達によるスケールメリットを活かすとともに、設置事業者の適格性等を審査することにより、太陽光発電を通常よりも安価かつ安心して導入することができる取り組み。なお、本事業では、導入希望者の希望する 3 方式（①自己所有型（購入）②第三者所有（PPA）方式 ③第三者所有（リース）方式）について提案するとともに、導入希望者が蓄電池の設置を希望する場合には別途提案することも可能とします。

(2) 支援事業者の役割

本事業に関して支援事業者は県と本事業に関する協定を締結した上で、広告宣伝等により導入希望者を募り、設置事業者の選定を行い、導入希望者と設置事業者のマッチング等を実施します。また、協定に基づき支援事業者は、共催市町と別途覚書を締結し、広報資材の提供等を行います。

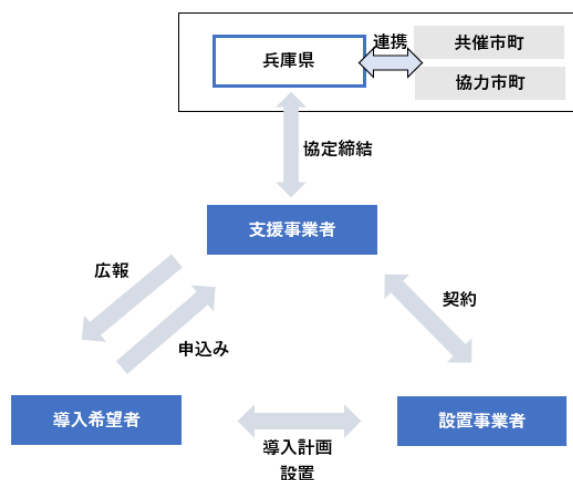
(3) 業務内容

非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【スキーム】



3 実施の経費等

本事業に要する経費は、支援事業者が負担することとし、県は負担しないものとします。また、支援事業者は導入希望者から直接、金銭の受領は行えないものとします。

4 スケジュール（イメージ）

支援事業者の候補者決定は、公募型プロポーザル方式により行い、以下のスケジュール（案）により、支援事業者を決定します。

内 容	日 程
① 公募開始	令和7年3月3日
② 質問票受付期限	令和7年3月10日
③ 質問票回答	令和7年3月14日
④ 応募申込書提出期限	令和7年3月19日
⑤ 事業者審査	令和7年3月下旬
⑥ 結果通知	令和7年3月下旬
⑦ 連携協定の締結	令和7年4月

5 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 募集要項等に応ずる業務を履行する能力を有すること。
- (2) 事業実施にあたり必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 太陽光発電について精通していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (5) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、事業計画書の提出期限日及び事

業者決定の日において受けていない者であること。

- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 条)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- (8) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。
- (12) 健全な財務状況であること。

6 提出

(1) 応募書類の提出

・提出期間

令和 7 年 3 月 3 日(月)から令和 7 年 3 月 19 日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。平日 9 時から 17 時まで(正午から午後 1 時までの間を除く))

・提出方法

下記 11 に記載の事務局まで持参又は郵送(提出期限までに必着のこと。)なお、提出後は必ず、電話にて提出した旨をご連絡ください。

(2) 応募書類

下記資料を提出ください。事業計画書等の各原本 1 部及び当該資料データを電子媒体(CD-R 等)で郵送もしくは電子メールにて担当部署へ郵送または持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式 1)

イ 事業計画書(様式 3)

ウ 共同事業体で参加の場合共同事業体届出書(様式 4)

エ 収支見込等(本事業に関する収支見込及び手数料率(算定の基礎となる資料含む))

オ 添付書類(共同事業体の場合には、)

- ・定款、寄付行為又はこれらに類する書類

- ・登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、試算の総額を記載した書類)(提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの)

- ・ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- ・ 直近 1 年間の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- ・ （本県の入札参加資格がない方のみ） 納税証明書※（2 種類：提出の日において発行から 3 か月以内のもの）

(f) 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」もしくは「その 3 の 3」）

(i) 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※ 兵庫県税の課税実績がない場合は誓約書（様式第 9 号）県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書（応募時に発行後 3 ヶ月以内のもの）

カ 事業計画書の内容に応じたその他書類（原則 A 4 判）

(3) 提出書類の取扱い

ア 応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、県は応募書類に記載されたデータを使用できるものとします。

イ 提出された書類は原則として返却しないものとします。

(4) 質問受付

事業計画書の作成に関する質問がある場合には質問票（様式第 2 号）を電子メールで提出してください。質問に対する回答は、令和 7 年 3 月 14 日までに参加申込書を提出した方に電子メールにより送付します。

【提出先】

兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班

（所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1）

※受付時間は、平日（月～金）の 9 時～12 時、13 時～17 時（必着）

7 事業計画書の作成

以下、内容について、仕様書、事業計画書評価基準等を参考にそれぞれ提出してください。なお、仕様書、事業計画書評価基準等に記載されている内容は最低限実施するものであり、事業計画書には、その内容を基に、以下のことに関して可能な限り具体的に記載してください。

- (1) 事業実施体制
- (2) 事業実施計画
- (3) 導入プラン
- (4) 事業の実績
- (5) 事業実施スケジュール
- (6) 広告宣伝

- (7) 太陽光発電の設置事業者の選定
- (8) 問合せ対応
- (9) リスク管理
- (10) 財務状況の確認
- (11) 収支見込等（任意様式）

8 審査方法

(1) 審査委員会の設置

提出のあった計画書を審査するため審査委員会を設置し、（別紙）審査方針に基づき、総合的に審査し、第1位の者を候補者とします。

なお、審査委員会の内容は非公開とします。

(2) 審査結果の通知

計画書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

9 失格事項

参加申込書及び事業計画書等が以下の項目に該当する場合には、失格となる場合があります。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が本実施要領に適合しないとき
- (2) 虚偽の内容が記載されているとき
- (3) 審査会の設置から審査結果の公表までの期間に、当該審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行ったとき

10 協定の締結

選定された提案者と協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結して支援事業者となります。事業の実施に当たっては、事業提案内容を基に県と支援事業者が協議を行い、実施内容を決定します。

協定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

県内での効果的な太陽光発電導入拡大を目的として、共催を希望する県内自治体と覚書を別途締結します。

11 留意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (2) 支援事業者は、本事業に係る書類を整備保存（6年間）してください。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 応募に際し要した費用は応募者で負担することとします。

12 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班

電話番号 078-341-7711（内線 79455）